

## 第13回原子力損害賠償制度専門部会議事録

1. 日 時 2016年9月8日(木) 10:00～11:40

2. 場 所 中央合同庁舎8号館1階 講堂

3. 出席者 原子力損害賠償制度専門部会構成員

濱田部会長、鎌田部会長代理、大塚委員、加藤委員、木原委員、清水委員、  
住田委員、高橋委員、辰巳委員、又吉委員、森田委員、山本委員

オブザーバー

市川氏、小野田氏、上妻氏、馬場氏、若林氏

原子力委員会

阿部委員、中西委員

内閣府

山脇統括官、板倉審議官、川合参事官、大島参事官

文部科学省

岡村原子力課長

経済産業省資源エネルギー庁

浦上原子力政策課長

4. 議 題

1 原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について

2 その他

5. 配付資料

13-1 原子力損害賠償制度の見直しの方向性・論点の整理

13-2 原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について[1]【被害者救済手続】

6. 審議事項

(濱田部会長) おはようございます。それでは、まだお見えになっていらっしゃらない方もい

らっしゃいますが、予定の時間となりましたので、会議を始めさせていただければと思います。

本日はちょっと台風を心配しましたが、今のところは大丈夫で、うまくそれしてくれるといのですが、こちらの方はしっかりと議論を進めてまいりたいと思います。

第13回の原子力損害賠償制度専門部会ということになります。

初めに、事務局の方から資料と定足数の確認をお願いいたします。

(大島参事官) お手元の資料を御確認ください。

本日の配付資料でございますけれども、第13回原子力損害賠償制度専門部会議事次第、その後に、配付資料といたしまして、13-1と13-2を用意をさせていただいております。乱丁、落丁等ございましたら、事務局までお申し付けください。

本日は12名の専門委員の出席予定となっており、原子力委員会専門部会等運営規定第4条に定める定足数を満たしていることを確認させていただきます。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

資料はよろしいでしょうか。

それでは、本日の議題でございますが、「原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について」ということでございます。

まず、前回会合で御議論いただきました、「原子力損害賠償制度の見直しの方向性・論点の整理(案)」について、各委員からいろいろコメントを頂きましたが、それを反映したものを今日お配りしております。

念のため、変更した点について、事務局の方から説明をお願いいたします。

(大島参事官) 資料13-1「原子力損害賠償制度の見直しの方向性・論点の整理」でございます。前回会合におきまして、委員からコメントを頂きましたので、その部分を反映させていただいております。

具体的には、3ページ目でございますけれども、「原子力損害賠償に関する法律の制度設計において」で、ちょうど二つ目のパラグラフの一番最後でございますけれども、CSCで定められている環境変化に対する回復措置は重要であり、環境損害への適切な対応が求められるということで、「環境損害への」を付け加えさせていただいております。

続きまして、5ページ目でございます。故意・過失の判断が出た場合の取扱いについて、前回、その次のページの②の「責任限度額と損害賠償措置等との関係について」の中に書

かせていただいていたものを、手前の方に持ってきたということで、ちょうど二つ目のパラグラフ、「他方」以下のところの二つ目の意見のところ、「故意・過失の判断が求められる制度の場合、その判断は最終的には司法に委ねられる可能性があり、その判断が確定するまでに時間を要することで迅速な救済に支障が生じるのではないかとの意見」ということで、移動させていただきました。

それから、1枚おめくりいただきまして、7ページ目のところで、「原子力事業者の責任限度額を超える損害が生じた場合の対応について」の、なお書きのところでございますけれども、「国による補償を行うに際して、一般税による国民負担」とさせていただいておいたところを、一般税以外の方法もということがありましたので、削除させていただいております。

これに伴いまして、すみません、これは事務局側の修正でしたけれども、9ページ目のところの三つ目のパラグラフになります、「他方」以下の最後の「また」のところ、「前述のとおり」の部分について、前のパラグラフと整合性をとる形で一部修正をさせていただいております。

本文についての修正は以上でございます。

なお、御意見等についても、平仄その他を一部修正をさせていただいたのと、意見を追記させていただいているものがございます。

資料の説明については以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

今後は、この「原子力損害賠償制度の見直しの方向性・論点の整理」という資料を踏まえて、これまで申しておりますように個別の論点について集中的に議論を行い、そして御意見を集約していくということで進めていきたいと思っております。

何か今の修正点等で、御意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、この方向性・論点の整理に基づいてということですが、本日は、特に被害者救済手続に係る論点ということで、議論をさせていただければと思います。

では、事務局の方から、資料の説明をお願いいたします。

(大島参事官) ありがとうございます。

資料13-2「原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について〔1〕【被害者救済手続】」でございます。

本日は、被害者救済手続に係る論点について御議論いただければと思い、資料を用意をさ

せていただきました。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目、2ページ目でございますけれども、先ほど御説明をしました資料13-1の論点整理の中で、本日御議論いただく部分を中心に抜粋させていただきます。

本日は、大きく分けますと3点あると思っております。まず、紛争解決手続につきまして、和解の仲介と、拘束力の強い他の紛争解決手続に関連するもの。それから、原賠ADRセンターの関係で、時効中断効の規定の一般化の話。それから、消滅時効等についてでございます。

2ページ目で、まず「和解の仲介の尊重等に係る論点」でございます。

ちょうど二つ目の丸で書いてございますとおり、ADRに関しては、原子力事業者による和解の仲介の尊重について、どのような方法が妥当か検討するとしていただきました。

それから、他の紛争解決手続については、ちょうど真ん中のところで、いろいろ御意見を頂いたものを大きく二つの分類分けで書かせていただいた上で、一番最後の行でございますけれども、現行の和解の仲介に加え、他の紛争解決手続を整備するか否かについては、原子力損害賠償に係る紛争解決ニーズに即して実効的な解決を図る観点から検討する、とさせていただきます。

続きまして、3ページ目から具体的な説明に入らせていただきます。

まず、東電福島原発事故における紛争解決手続などの状況について、改めて簡単に御説明をさせていただきます。

まず、丸の一つ目で、今回の事故における東京電力への直接請求、いわゆる相対交渉で行われている状況でございますけれども、自主的避難等に係る損害を含めまして、全体の延べ件数としては200万件を超える件数が支払われているという状況でございます。

また、原賠ADRセンターで和解仲介手続を行っておりますけれども、その申立ての件数についても、今、2万件を超える件数になっていると。引き続き申立てが行われておりますけれども、これまで手続が終了したもののうち、和解の成立をしているものは8割を超えているという状況でございます。

なお、個人と法人の申立件数の比率については、おおよそ4対1ということでございます。ただ、個人の方は集団申立て等もありますので、割合的にはもう少し多いという感覚があるかもしれません。

これについては後ほどまた説明させていただきますけれども、東京電力と原賠・廃炉機構

連名で作成をしております特別事業計画の中で、和解仲介案への尊重というものを表明しているというところでございます。

なお、東京電力に対して訴訟が提起されている件数でございますけれども、東京電力が公表している情報では349件というふうになっているというところでございます。

その下、原賠ADRセンターにおける和解仲介手続の特徴でございますけれども、これは原賠ADRセンターが毎年、活動状況報告書というものを出してしておりますので、そこから抜粋する形で少し書かせていただきました。

一つ目は、いわゆる原子力損害のみを対象としているということ。それから、二つ目の特徴といたしまして、一般的な形での清算条項を設けず、被害者による再度の申立て、あるいは訴訟の提起の余地を残しているということ。それから、3番目に、迅速に柔軟な手続というものをとることで、和解成立を志向しているというところでございます。

これに対して、訴訟手続、改めて言うまでもないことかもしれませんが、原子力損害のみならず、被告の過失についての立証責任を負う一般の不法行為責任に基づく損害賠償をも対象とするということでございますし、二つ目といたしまして、原則的には紛争の一回的な解決を図るということだと思っております。それから、3番目としては、厳格な手続になりますので、時間をある程度要するというところもあるかと思っております。

それから、4ページ目でございますけれども、先ほど申しました特別事業計画における和解仲介案の尊重について、これも何度か説明をさせていただきましたけれども、現在の書きぶりとしたしましては、一番下、新・総合特別事業計画の中で、東電としては、かかる中間指針の考え方を踏まえ、紛争審査会の下で和解仲介手続を実施する機関である原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重する。また、東電と被害者の方々との間に認識の齟齬がある場合でも真摯に対応するとともに、手続の迅速化等に引き続き取り組む、という形で表明をしているというところでございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページ目でございます。紛争解決手続に求められる機能・役割について整理をさせていただきました。

まず(1)紛争解決手続に求められる機能・役割の一つ目の丸印は、論点整理で一度書かせていただきました、原子力損害賠償の特徴だと思っております。被害者の心理的、経済的な状況でありますとか、短期間に膨大な数の請求というものがある、また、類似性、それから立証責任に係る被害者の負担軽減などの特徴があると思っております。

こういう特徴を踏まえまして、原子力損害賠償に係る紛争解決手続を進めていく上でござ

いますけれども、二つ目の丸で書かせていただきました。特に発災事業者と当事者となります被害者の方々との間の情報量、交渉力の格差に加えまして、避難等が行われた場合には心理的、経済的に逼迫した状況に置かれるとともに、賠償請求に必要な証拠等の収集が困難な状況になることを考慮する必要があるのではないかと考えております。

こういう状況を踏まえまして、(2)紛争解決手続について、実効性の確保がより重要ではないのかということでもとめさせていただきました。つまり、原子力損害賠償の特殊性、それから今回の東電福島事故での経験というものを踏まえると、迅速かつ適切な被害者救済手続を進める上では、原子力事業者の誠実な交渉態度と、手続協力の責務というものを前提としつつ、紛争解決手続の実効性を確保する必要があるのではないかというふうに考えております。また、現在、原賠ADRセンターを特に利用していらっしゃる被害者にとっては、その手続の迅速性でありますとか簡易性というものが重要ではないかというふうに考えております。

この点につきましては、先ほど申しましたとおり、東京電力がいろいろ特別事業計画で表明するなどしながら、実際に和解仲介手続にも協力をしていただいているということだと思っております。

ですので、まとめますと、今後発生し得る原子力事故に適切に備えるためには、紛争解決手続の実効性を確保するための方策を検討することが重要と考えられ、紛争解決手続の実効性の確保の観点から、論点整理で示していただきました和解の仲介の尊重、それから、和解仲介以外の拘束力の強い紛争解決手続の導入というものを併せて検討させていただければどうか、ということでもとめております。

続きまして、6ページ目で、原子力以外の裁判外紛争解決手続（ADR）の状況について、主なものを、何点か特徴あるので、まとめさせていただいております。

まず一つ目、金融ADRでございます。対象となりますのは保険でありますとか銀行などの関係での紛争だと思っております。ここにつきましては、いわゆるADRができる前から非常に経緯的には長い歴史を持って紛争解決に当たられているということでもあります。特に金融ADRと金融機関との間で、手続実施基本契約の締結というものを業法で義務付けております。この契約に基づきまして、利用者の紛争解決の申立てが行われた場合には、金融機関に紛争解決手続の応諾義務でありますとか、和解案の尊重というものが求められていて、実効性を確保しているというところでございます。

それから、二つ目といたしまして、消費者関係の問題につきましては、独立行政法人であ

ります国民生活センターの設置法に基づきまして、紛争解決委員会が種々の紛争解決というものを図っているというところがございます。特に特徴的なところ、実効性確保という観点では、原則として手続結果の概要をホームページ等で公表するとともに、特に事業者が合理的な理由がなく手続に協力しない場合には、事業者名を公表することが可能というような制度設計をしております。

それから、3番目といたしまして、公害等調整委員会でございます。公害等調整委員会は行政委員会でございますので、手続といたしましては、あっせん、調停、仲裁、裁定という形で大きく四つ、手続を用意をしているというところがございます。細かいところはまた次のページで説明をさせていただきます。

また、これ以外に特に仲裁をやられている中でも、比較的実績が多いというものを二つほど挙げさせていただきます。

建設工事紛争仲裁でございますけれども、この紛争解決に当たりましては、建設工事紛争審査会というものが設けられていて、あっせん、調停、仲裁というものが行われていると承知をしております。特に国交省が定めております建設工事の標準約款におきまして、仲裁の利用等に関する条項が設けられていて、特に契約行為でございますので紛争が起こる前の段階で、紛争解決の手続に係る事前合意というものが成立をしているということが特徴かと思っております。

それから、スポーツ仲裁でございます。スポーツ仲裁につきましては、公益財団法人でありますスポーツ仲裁機構が、いわゆる競技者と競技団体間のスポーツ紛争についての調停、仲裁というものを行っているというところがございます。特に仲裁につきましては、各競技団体の規則等の中で、その当該団体がなした決定に対して、仲裁申立が行われた場合には、仲裁手続により紛争解決を行う旨の事前の意思表示というものを行っております。通常、自動受諾条項と言っておりますけれども、この条項を採択することによって仲裁をスムーズに行うという制度設計の工夫をしているというところがございます。

1枚おめくりいただきまして、具体的な特徴を何点か整理をしておりますので、一応簡単に説明をさせていただきますけれども、先ほど申しましたとおり、金融ADRにつきましては、銀行法などの業法において紛争機関をするというところで、必ず一つ、金融ADR等の契約を締結をした上で進んでいるというところがございます。特に特徴的なのは二つ目のダイヤモンドでございますけれども、特別調停ということで、あっせん案での解決の見込みがない場合に特別調停案というものを提示をされるという手続をとっております。こ

の特別調停案については、金融機関が1か月以内に訴訟提起しない場合には受諾をするという義務が課せられているというところでございます。実績はその下に書いてあるとおりでございます。

それから、国民生活センターにつきましても、センター法に基づいて種々の手続を行っております。特に和解仲介については、既済の案件について約59%で和解が成立しているというところのようでございます。なお、仲裁につきましても、27年度に申請が1件なされているということで、承知している範囲では、まだ仲裁判断までには至っていないようでございます。

それから、その下、公害等調整委員会でございますけれども、先ほど言いましたとおり、四つの手続を整備をして対応しているというところでございます。実績につきまして、あつせん、仲裁の実績は27年度についてはございませんけれども、仲裁の実績は昭和51年に1件だけあるということだそうでございます。それ以外に、裁定などについては約3割の調停が成立をしているということのようでございます。

1枚おめくりいただきまして、9ページ目でございます。建設工事紛争仲裁でございます。建設工事紛争仲裁につきましては、いわゆる建物等々を建築をした後に瑕疵等が見つかった場合に、紛争となった場合に処理をするということでございますので、事前の契約の中で紛争解決手続についても規定をしているということで、いわゆる事前に合意がなされているというところでございます。一番下の方に実績を書かせていただいておりますけれども、あつせん、調停、合わせると200件弱、仲裁が70件ということでございます。なお、所要期間については、当然のことながら、仲裁の場合にはやはり時間がかかっているということだそうでございます。

続きましてスポーツ仲裁でございますけれども、スポーツ仲裁、特に仲裁につきましてはちょうど二つ目のところに書いてありますけれども、仲裁手続に関する規則を定めまして、仲裁を行っているというところでございます。また、いわゆるADR法と言っておりますけれども、認証ADR機関第1号ということで、通常のスポーツの調停、いわゆる和解あつせんというものも実施をしているというところでございます。これは先ほど申しましたとおり、その下、仲裁手続のちょうど真ん中辺に自動応諾条項の採択状況と書いてございますけれども、各団体の規約・規程の中で自動応諾条項というものを推奨しております、今現在、採択率としては6割を超えているというところでございます。なお、平成27年度の実績につきましては、一番下に書いてございますけれども、スポーツ仲裁規則に基づ



く仲裁といたしましては6件処理がなされたということでございます。なお、この自動応諾条項を採択していない団体で仲裁の申立てがありましたけれども、応諾をされないということで仲裁手続に入らなかったものが1件あるそうでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、11ページ目でございます。では、紛争解決手続の実効性の確保について、事務局の方でいろいろ方策の方を整理をさせていただきましたので、少し説明をさせていただきたいと思います。

緑の枠の中、先ほど申しましたとおり、紛争解決手続の実効性を確保するために、原子力事業者の誠実な交渉態度、手続協力の責務というものを前提としながら考えていく必要があるのではないかと。その上で、和解仲介尊重の在り方などについて、少し整理をさせていただきました。

まず、(1) 和解の仲介の尊重の在り方について、でございます。尊重の在り方は、先ほど申しましたとおり、現行では原賠・廃炉機構法に基づいて提出されます特別事業計画の中でいろいろ担保をしておりますけれども、次の事故に備える形での一般化という形では、おおよそ四つの方法があるのではないかとということで、課題も含めて整理をさせていただきました。

まず一つ目、法律上の義務化ということで、和解仲介案を尊重するよというを直接原賠法に規定をする方法というものがどうかということでございます。これについては、直接和解仲介案の受諾を義務付けるものではないにせよ、憲法上でも保障されております裁判を受ける権利を制約するようなおそれがないのかという意味で、非常に難しいかなと思っております。

続きまして、他のADRでも見られるような契約上の義務化というものでございます。御承知のとおり原賠法上では賠償措置を義務付けておまして、基本的に全ての原子力事業者が政府補償契約を締結をしてございます。このため、この政府補償契約に係る約款において、和解仲介案の尊重に関する条項を追加するという方法が一つ考えられるかと思っております。

ただ、この場合にも、民間保険契約をカバーする損害に対するもの、それから、一応、方法としては実は供託という、契約によらない方法が可能となっておりますので、この供託による場合の尊重を担保することは直接的にはできないのではないかと思っております。それから、尊重義務を課すことによって、契約に基づいて原子力事業者から、申請があった場合に補償金額を支払うこととなります、その支払いへの影響をどう考えるのかという

問題も一つあるのかと思っておりますし、それから、当然のことながら、賠償措置を超える損害が発生した場合を含めた賠償全般についての尊重を求めることには、その妥当性の問題があるのではないかと考えてございます。

それから、3番目、原子力事業者による事前の表明という方法があるのではないかと考えてございます。この場合につきましての課題としては、当然のことながら原子力事業者の自主的な活動ということになりますので、全原子力事業者が自主的にやっていたりするのか、また、自発的な表明でございまして、実効性の確保の観点からの課題というものもあるのかなというふうに考えてございます。

それから、最後4番目でございまして。損害賠償の実施に係る方針等の事前確認、いわゆる国への届出制度の創設でございまして。現行の原賠法につきましては、いわゆる手続法ではございまして、損害賠償の実施に係る原子力事業者の対応についての規定というものは特段定めてございまして。ですので、損害賠償の実施体制でありますとか手続等につきましては、原子力事業者の自主的な対応に任されているというところでございまして。それから、前回の会合も含めてでございますけれども、東電福島原発事故での経験を踏まえると、いかに体制整備を図るのかという重要性も指摘をいただいているところでございまして。このため、紛争解決手続への対応も含めまして、損害賠償の実施に係る方針などについての届出というものを考えるための法改正が考えられるのではないかとさせていただきます。この場合にも、国による事前確認というものになりますので、一定の実効性を確保というものは可能ではないかと思っておりますけれども、実際に事故の想定その他がなかなか難しい中で、適切な届出事項をどのように設定をするのかということ。それから、一応、届出でございまして、許認可ではありません。ですので、内容の確認にとどまりますけれども、その確認というものについても、どのように確認するのかという方法についての検討も必要になってくるということだと思っております。

続きまして、(2)他の紛争解決手続について、でございます。これも論点整理にまとめていただきましたけれども、紛争当事者の選択肢を増やすなどの観点から、当事者の双方に和解仲介案の諾否の事由がある和解仲介手続と異なり、拘束力の強い紛争解決手続というものがあるのではないかと考えてございます。

主に二つ考えてみました。まず一つ目が、金融ADRのように原子力事業者に対して和解案への片面的な受諾義務を課するという方法でございまして。それから、二つ目といたしまして、いわゆる仲裁法に基づきます仲裁手続を導入することです。

なお、仲裁法に基づく仲裁手続につきましては、原子力事業者との相対交渉、直接の請求や、ADRへの和解仲介手続では合意できずに、なお訴訟によらない紛争解決を求める当事者が、紛争の解決を第三者である仲裁人に委ね、かつ、その判断、法令では仲裁判断と言っておりますけれども、に服する旨の合意、仲裁合意をしなければ、この手続に入れないというものでございます。こういう手続を得ることによって、いわゆる裁判を受ける権利というものを放棄をしていただいて手続に入るという制度設計でございます。

では、具体的な検討でございますけれども、まず一つ目、原子力事業者に対しての和解案の片面的受諾義務を課すことについてでございます。先ほど申しましたとおり、金融ADRでとられている方法でございますけれども、金融ADRにおいては、金融機関と顧客との間の情報、交渉力格差の是正の観点から、和解案を当事者に勧告するだけでは和解の成立の見込みがない場合に、金融機関側にのみ受諾義務が課される、特別調停案を提示することができるという制度設計でございます。

この制度設計につきまして、二つ目の丸でございますけれども、原子力事業者に対して課した場合にはどうかということでございますけれども、当然、原子力事業者が受諾しない場合には訴訟ということになってしまいます。この場合には、被害者がそもそも訴訟によらない紛争解決を選択したにもかかわらず応訴を強いられることとなりますので、裁判にいった場合に被害者自らが説明責任を負うという形で、その負担が重いものになるのではないかと、この手続の利用の回避を求める傾向がどうしても生じるのではないかと考えてございます。

続きまして、13ページ、1枚おめくりいただきまして、仲裁手続に関してでございます。先ほど申しましたとおり、仲裁手続につきましては、仲裁合意に基づいて仲裁判断を行うわけでございますけれども、仲裁そのものについては他のADRにおいても制度化をされているところでございます。ただ、国民生活センターとか公害等調整委員会、ここでは実績というのは残念ながら僅かな状況でございます。この点については、例えばということで、建設工事紛争仲裁なり、スポーツ仲裁では、制度的にいろいろ工夫をして仲裁を活用するという制度設計をしてございます。

特に建設工事紛争仲裁でございますけれども、これはやはり建設工事という特殊性の中で、事前の契約関係の中でいろいろなものを明確にするという形で、もしも紛争が発生した場合にも円滑な仲裁手続ができるようにという制度になってございます。

それから、スポーツ仲裁についても、これも競技者と競技団体という中で、特に仲裁にな

る案件については通常では裁判所で扱うような法律上の訴訟になじまないものも含まれるという特殊性もあります。それから、特に時間の経過によりましては、紛争解決自体が無意味になるというような形で、いろいろ工夫をしているというところだと思っております。

こういうようないろいろな制度的な工夫も含めまして、全体として14ページに今回の論点についての考え方をまとめさせていただきました。

まず、①でございますけれども、原子力損害が発生した場合の被害者が置かれた立場を考えると、情報量、交渉力の格差が大きいことから、原子力事業者が誠実な態度で交渉に向き合い、手続に協力することが重要であります。このため、紛争解決手続の実効性を確保することが、何よりも迅速かつ適切な賠償の実施につながるのではないかと、というふうに思っております。

そういうことを考えますと、今回の事故においても、東京電力と支援機構で定めました特別事業計画における和解仲介への尊重というものが果たしている役割は大きいと評価できるのではないかと思っております。

③番目でございます。まず、和解仲介案の尊重については、ADRそのものが双方の自発的な真意に基づく合意によって正当化されるという制度的な特徴を踏まえますと、法律による尊重の義務化というものはなじまず、いわゆる制度的な担保というものを考える必要があるのではないかと思います。制度的な担保の方策といたしましては、先ほど御説明させていただきましたとおり、契約での方法、それから、原子力事業者自らの事前の表明、それから、国による事前確認といった方法が考えられますけれども、実効性の確保の観点からは課題もあるのかなというふうに思っております。

それから、続きまして④番目、紛争当事者の選択肢を増やすなどの観点から、和解仲介案の尊重に加えて、拘束力の強い紛争解決手続の導入についてでございます。

それにつきましては、まず⑤番目、金融ADRのような和解仲介案に係る片面的受諾義務を課すことについてでございますけれども、これにつきましては、先ほど申しましたとおり、被害者そのものが逆に裁判を起こされるというようなこともございますので、そういうおそれをどう考えるのかということ。それから、③番目で言いました、原子力事業者に対する和解仲介案の尊重担保をしっかりとできるということであれば、実質的には同等の効果を発揮することが期待されますので、片面的受諾義務を課す制度を原子力に導入するメリットは小さいのではないかと考えてございます。

それから、⑥番目、仲裁法に基づく仲裁についてでございますけれども、他のADRにおいても制度化されているという事実がある一方で、必ずしも実績が多いわけではないというところでございます。この実績が乏しいことにつきましては、建設工事紛争仲裁やスポーツ仲裁において、いろいろ制度的な工夫というものをされているということは、先ほど説明をしたとおりでございます。

ですので、最後、⑦番目でございますけれども、まず和解仲介案の尊重については、制度的な担保により紛争解決手続の実効性が十分に確保できるか否かという観点から、本日御意見を頂ければというふうに思っております。また、更に他のADRで行っている仲裁でございますけれども、これについては仲裁の実績でありますとか制度設計というものを参考にしながら、原子力損害賠償に係る特殊性、それから紛争解決ニーズというものを踏まえまして、仲裁手続の導入のための法改正の可否について検討させていただければというふうにまとめさせていただきました。

まず、紛争解決手続については以上でございます。

あと二つほど残っておりますので、あと5分程度お時間を頂ければと思います。

まず15ページ目、原賠ADRセンターにおける和解仲介手続に関する規定の整備に関して、でございます。具体的には、ADRに申し立てられた場合の時効中断効に関わる規定の一般化でございます。

これについては、15ページのちょうど真ん中から下のところでございますけれども、今回の東電福島原発事故の際にも、特例法という形で定めさせていただきました。具体的には、和解の仲介が打ち切られた場合に、その通知を受けた日から一月以内に当該和解仲介の目的となった請求についての訴訟を提起した場合に、時効中断に関しては、申立てのときに、訴えが提起されたものとみなすということでございます。なお、政令において、打ち切られた場合の理由としては、解決のされる見込みがないこと、ということと定めさせていただいております。

これにつきましては、他の法律におきましても、時効中断効の規定が一般的になされております。下の16ページのところで、建設業法等について法文を並べさせていただいております。

なお、すみません、ちょっと行間の都合で全て規定を書かなかったのですが、例えば建設業法の場合には、第25条の16の中で、前条第1項の規定により打ち切られた場合ということで、前の規定の条文を書いていなくて申し訳ありません。前の規定のところ

では、解決の見込みがないと認められる場合に打ち切られるという規定がございます。この規定とあいまって、時効中断というものが行われることになっております。

以下、公害紛争処理法も同じでございます、いわゆる合意が成立する見込みがない場合に打ち切られて、その通知を受け取った後に、一定の期間のうちに訴訟を提起した場合には、時効中断が成立をするという規定になってございます。

ですので、17ページ、1枚おめくりいただきまして、この論点に関する考え方でございますけれども、これは論点整理でも書かせていただきましたけれども、原賠ADRセンターの利用に際して、紛争解決手続の途中で消滅時効の期間が経過することを懸念をして、ADRそのものの利用を躊躇することがないようにする必要はあると思っております。このため、原賠ADRセンターでの和解の仲介が打ち切りになった場合、すなわち和解仲介で解決の見込みがないと認められる場合においては、和解仲介の目的となった請求についての訴訟を提起したときには、時効の中断に関して、この和解の仲介の申立てのあったときに訴訟の提起があったとみなされるように、必要な原賠法の規定の追加というものととも、場合によっては必要な政省令を整備するということになるかと思っております。

続きまして、18ページ目、三つ目の大きな話題でございます、消滅時効等についてでございます。これも、一番最初の四角で論点整理で書かれている論点を書かせていただきましたけれども、ここについての経緯といたしましては、ちょうど真ん中の消滅時効等の特例についての枠にまとめさせていただきました。

東電福島原発事故の場合には長期避難等により損害賠償請求権の行使に困難を伴う場合があるのではないかということで、特別法が制定されております。一方、1999年のウラン加工工場臨界事故の場合には、避難指示が短期間に解除されるなどの状況から、消滅時効等についての特段の措置というものはされてございません。

一方、民法における時効制度の意義というものを考慮しますと、原子力事故の態様や被害の状況が様々になっておりますので、全ての原子力事故について一律に消滅時効等の特例を設けて、消滅時効等の延長をすることになれば、時効の意義が失われる懸念というものも考えられるのではないかと考えております。このため、原賠法において一律に消滅時効等の特例を設けるまでの必要はないのではないかとさせていただきました。

ただ、東電福島原発事故のように、損害賠償請求権の行使に困難を伴う原子力事故が発生した場合には、その事故の態様や被害の状況に応じて、特別な措置、今回のような特例法を設けることも検討し得るのではないかとこのように考えてございます。

なお、消滅時効等についての期間、起算点の考え方でございますけれども、後ほど説明しますけれども、他の分野における消滅時効の期間についても、特段、民法の規定と大きく異なることはないのではないかと思っております。

また、特に20年とされております除斥期間の起算点についてでございますけれども、一部の法令では、損害が発生したときと規定するというのもございますけれども、これについても特に後発性の損害が発生した場合には、損害の発生時とする判例が定着をしておりますので、原賠法において起算点に係る特例を設けないこととしても、特段の支障は生じないのではないかと思っております。

1枚おめくりいただきまして、19ページ目最初の方には、東電福島原発事故の際の特別法を抜粋をさせていただいております。

それから、前回、前々回ですか、説明をさせていただきましたけれども、現在、民法の改正案が国会に提出されておりますので、その条項を書かせていただいております。

それから、20ページ目には、原賠法以外の法律の中で消滅時効等の特例を規定しているものを、参考に記載をさせていただきました。

また、1枚おめくりいただきまして21ページ目には、いわゆる後発性障害の除斥期間の起算点に関する最高裁の判例を何点か記載をさせていただきました。

最後に、22ページ目、損害賠償請求権の消滅時効等の特例に係る論点についての考え方でございます。

まず①番目、原子力事故の態様や被害の状況が様々である中で、全ての原子力事故について一律に消滅時効等の特例を設けて、消滅時効等を延長することになれば、時効の制度の意義というものが失われる懸念があるのではないかとと思っております。

また、②番目でございますけれども、他の分野における消滅時効等の取扱いについてでございますけれども、まず、その期間については民法と大きく異なるところはなく、原則として民法の規定を適用することとしております原賠法でも同様ではないかというふうに考えてございます。また、除斥期間の起算点につきましても、先ほど申しましたとおり最高裁の判例も定着をしておりますので、原賠法において起算点に係る特例を設けないこととしても、特段の支障は生じないのではないかというふうに考えてございます。

③番目、以上のことから、現行どおり、原賠法において損害賠償請求権の消滅時効等の特例を一律に設けず、民法第724条を適用することが適当ではないか、とさせていただきますので、この点について特に御意見を頂ければと思っております。

なお、原子力事故の態様や被害の状況に応じては、消滅時効等に関し、特別な措置を講ずることについての検討が必要な場合があり得るということに留意が必要だというふうには認識をしてございます。

長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

今日は被害者救済手続に係る論点ということで、まず全般にわたって説明を頂きましたが、論点としては大きく三つございます。

一つは、和解の仲介の尊重と、他の紛争解決手続の整備ということです。それから、二つ目には、ADRにおける時効中断効の問題。それから、三つ目に消滅時効等の問題と。これらがございますが、一つずつ議論を進めてまいりたいと思います。

それで、まず、和解の仲介の尊重などの論点でございますが、先ほど御覧いただきましたように、資料の2ページ以降に関連している情報等を整理いただいております。そして、14ページのところに紛争解決手続の実効性の確保に係る論点についての考え方、これをまとめております。

この論点について、御質問、御意見があれば、まずお願いいたしたいと思います。よろしく申し上げます。いつものように札をお立ていただければと思います。

高橋委員、お願いします。

(高橋委員) 和解仲介の尊重の在り方についての11ページのところでございます。和解仲介の尊重の在り方について、幾つかの選択肢が出ておりますが、私は行政法の間人ですので、民法上の契約で処理するよりは、行政上の制度として、実効性確保の制度をつくった方が適切ではないかと考えております。そういう意味では④の案に親和性というか親近感を持っています。

ただ、実効性の話について、一番最後のところに、事前確認を行うことで一定の実効性を確保する可能性はあると、こういうふうに書いてあるわけです。しかしながら、事前確認だけでは必ずしも、そこに記載されていますように十分ではないので、その後どういうふうの実効性を確保する方法を考えることが必要だと考えています。

例えば行政法的に言うと、是正の勧告、これは法律上の行政指導ということになります、法律に従った勧告でございますので、重みがあると思います。しかも公表されるならば、重みがありますので、実効性確保の手段として考えられると思いますし、著しく損害賠償の実施について支障が生ずる恐れがあると認められる場合については、限定的に是正の指



示の制度も入れることは十分可能と思います。事業者の営業の自由を不当に侵害することにはならないと考えていまして、このような可能性も例示しておいていただければ有り難いと考えます。

それから、もう一点、表現で「適切な届出事項をどのように設定するか」、この「適切な」というのは、私には表現ぶりがなじみません。別に「適切な」というのは入れなくても、法律上、届出事項をどう設定するかということは実効性の問題につながっていくと思いますので、この「適切な」というのは入れる必要はないと思いました。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

山本委員、お願いします。

(山本委員) 今の11ページのところでありますけれども、私も、ここに①から④までの可能性というのが挙がっておりますけれども、①あるいは③というのは、正にその資料に書かれている理由で恐らく難しいだろうと思いますし、適切でないだろうと思います。

②の契約上の義務化と、これがうまくできるのであれば、法律上の一定の拘束力を持ち得る実効的な手段となる可能性はあるのだろうと思いますが、やはりそこに書かれていますように、全ての事故に対応、全ての損害に対応したようなものとして、全て契約上の問題として処理するという事は、なかなかこれは難しいということであろうというふうに思います。

したがって、やはり最終的には、高橋委員の言われたように、④の方策で何とかこれを実効的なものにしていくというのが、合理的な選択肢かなというふうに思っているところであります。私自身は民事の人間ですので、こういう行政的な手法でどの程度、どういう形で実効性の確保を図っていくのかということは、必ずしも十分分かりません。今、高橋委員から幾つかの示唆があったかと思いますが、ここで何とか実効性を確保するような方策というものを工夫していただければというふうに思うということでもあります。

それを前提にすれば、14ページの最後のまとめは、私自身はこのまとめ方に大きな違和感を感じておりません。やはりこの和解仲介案の尊重というのが、今回のセンターの大きな成功の鍵だというふうに私は思っていますので、ここが制度的に十分に確保できるのであれば、基本的にはこのルートでの紛争解決というのを将来においても考えていけばいいのだろうというふうには思っています。

ただ、ここが制度的に必ずしも十分に確保できるかどうかということに確信を持ってないとなれば、やはり仲裁手続も含めたほかの手段というものを考えていく必要があるという、そういう順番になるのかなというふうに思っております、とりあえずはこの今の尊重の在り方ということで、うまい、適切な方策というものが見出せるかどうかというところが問題ではないかというふうに思っているところです。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

住田委員、どうぞ。

(住田委員) 今の論点につきましてですが、私自身、金融ADRのはしりのころにあっせん・調停委員をした経験がございまして、そのときの経験では、非常に秩序ある業界の中で、この尊重するということが紳士協定的に遵守される慣行がございました。ですから、この実効性の確保ということに余り頭を悩ませずにまいりました。調停委員から案を出しましたときには、顧客の方からの異論があれば別の手続に移らざるを得なかったのですが、事業者の方は尊重していただきましたので、さほど深刻な問題はなかったという記憶がありました。それで、以前は、そのようなものを書く必要があるのか、と疑問に思っていたのです。しかし、最近つらつら考えますと、この原子力損害の場合は自由化の問題があります。今回の福島の事故では東電が非常に紳士的に対応されて素晴らしい実績をあげておられるのですが、自由化によって今後どのような事業者が入ってくるか分からないということを考えますと、やはりそれ相応のことを事前に考えて備えておく必要があると思います。

そうしますと、法律上、契約上の義務化、これはかなり難しい問題があるということはいままででもないと思います。そこで、ぎりぎりのところで、先ほどから出ています④番で届出事項にする、恐らくこれは法律ではなく政省令に落とし込んだ上で細目が決められるものと思いますが、そのあたりで事業者が一定程度、そういう意味では尊重するという、そういう機運を高められるような形でやるしかないのではないかと思います。

もっとも、これ一つでは実効性の確保がなかなか困難であるということ、言わざるを得ないと思います。

そうしますと、以前、仲裁手続までは必要ないのではないか、という意見を申し上げた記憶はあるのですが、どうやら、そうもいってはいられない。そうすると、いろいろな選択肢の多様化をはかるしかない。特別調停が金融の関係で出ておりますが、これは片面的受諾義務の関係から今回はふさわしくないと思いますので、やはり仲裁という手続が出てま

います。今回新たなメニューの多様化という意味で、法律改正において、検討、実施すべきという意見でございます。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、大塚委員、お願いします。

(大塚委員) 私も今までの御意見にあったように、11ページの④を基本とすべきだというふうに考えておりますが、その実効性の確保については、是非、更に検討していく必要があると思っておりますけれども、実効性の確保に関してはまだ、やや疑問もあるものですから、先ほど山本委員もちょっとおっしゃいましたが、②は全ての損害にはちょっと対応できないという点とか、様々な限界があるわけですが、②についても部分的な対応しかできませんけれども、④と別に矛盾するわけではございませんので、②についても追加的に対応することも考えてもいいのではないかと、ちょっと意見として申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、清水委員、お願いします。

(清水委員) ちょうど今の11ページの④に関連して、ちょっと論点が違うんですけども、ここで事前確認ということを含めた実施に関する方針の届出を行うための法改正ということ考えた場合に、損害賠償を実施するための体制整備という問題は別な意味で隠れている論点なのだろうと思うんですね。紛争の円滑な解決という観点から言えば。

というのは、例えば福島に関する事例でも、東電さんだからできるけれど、とてもうちのような小さい事業者だったらできないよと。実施体制の問題がずっと指摘されているわけです。

要は、こういう紛争が起きる事故の大きさ、規模の問題に見合った賠償の体制の問題をどう考えるのかという問題は、実は隠れている論点としてあると思っております。

例えばその中で、関係事業者等の協力とか、あるいは損害賠償を実施するための損害の確認等に一定の、例えばいろんな大規模風水害等における保険制度、公的機関の協力とか、そういうのがあります。大規模事故の場合に損害賠償を実施するための体制整備という論点は、円滑な紛争解決ということに向けて、一つの論点であろうかと思っておりますし、いろんなバリエーションは特に大規模災害のときには組み立て方があり得るような感じはいたし

ます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

この11ページの④の中の終わりの3行のところに、損害賠償の実施に係る方針等の届出を行うための法改正というふうにあります。これは、今ちょっと御指摘のあった賠償の実施体制全般のようなものも含めて、イメージとしては考えているということでしょうか。

(大島参事官) そのところ、どこまで届出の中に入れることによって、逆に手続そのものも含めて実効性を上げていくことになるのかというところは、正直、事務局としてはとても悩ましい問題だと思っております。

もともと論点整理の中の手続の中にも書かせていただいておりますけれども、原子力事業者においては、賠償の実施体制等をあらかじめ想定しておくことが必要であるということ、論点整理の10ページ目に書かせていただいております。しっかりと考えていただく必要があるのだと思っております。

ただ、なかなか事故の対応が、非常に小さいところから大きいところまでである中で、これをどういう形でやっていただくのかというのは、場合によってはやはり一電力会社だけで対応できないようなものもあり得ると思えますし、必ずしもアナロジーにはなりませんけれども、原子力防災の場合には最近では事業者間での協力というような形の協定を結ばれているような例もございますので、この辺は実際に制度官庁たる文科省と電力会社とで、本当に詰めていって、賠償が起こったときにも万全の体制になるような方策にするようにする必要がありますので、そういう観点から、この届出等をどう調和させていくのかというのは課題として受け取らせていただければと思っておりますし、最終的な報告書の中で具体的に、今の御意見も含めて、そもそもこれにするのかどうかもあれですけれども、どういう形でやっていくのかというのはもう少し、報告書のまとめの中で、もう一度御議論いただいてもいいかなという感じを今、持ちました。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、ほかに。

辰巳委員、お願いします。

(辰巳委員) 実効性を確保していただくということは絶対だと、私たち国民の立場からは思うと思うんですね。そのときに、やはり義務化してもらえらというのであれば、その方がいいような気もするんですけれども、お話を伺っておりますと、それに対してはまた違う障害というのかな、駄目な場合もあり得るということで、私もそういう意味で、④番という

のがいいのかなと思っているんですけども。

もし、その実効性の確保ができないときに、それをちゃんと担保するようなことを、ちゃんと裏付けがありさえすればいいのかなというふうに単純に、すみません、思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかに、この点。

加藤委員、お願いします。

(加藤委員) ありがとうございます。14ページに仲裁手続の導入のための法改正の可否を検討してはどうかという提案がございますが、以前にも申し上げましたとおり、私としましては、迅速かつ柔軟な紛争解決という観点から、当事者間の交渉と、それを補完するADRセンターによる和解仲介という現行の紛争解決手続は十分に機能していると評価しております。

したがって、仲裁という強制力のある手続の導入が、原子力事故による被害者の迅速かつ適正な救済につながるのかどうか、当事者の適正な事務負担を勘案しているのかどうかといった観点から、慎重に見極める必要があるのではないかと思っております。

そういう意味から、いかに和解の仲介の尊重を実効性のあるものにするのかというところに力点を置いた議論をしていただければと思っております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。今の点、別の観点から、先ほどの辰巳委員の方の御意見とちょっと関わってくるかもしれませんね。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、又吉委員、お願いします。

(又吉委員) ありがとうございます。現状認識としまして、福島の場合は紛争審査会の指針に基づく当事者間交渉、それを補完するADRセンターによる和解仲介による被害者救済の仕組みというのが十分に機能しているというふうに考えております。

したがって、一定の機能が現行のシステムの中で図られている中で、新たに強制力の強い手段を導入されるという際には、なるべく慎重な検討が必要になるのではないかと考えています。仮に被害者の選択肢を増やすという観点から新たな機能が導入される場合でも、被害者、事業者との相互による合意の上で行う手続というものを経る必要がないのではな

いかと思っています。それが結果として被害者が求める柔軟性、かつ迅速性のある解決につながるのではないかという考えを持っております。

以上です。

(濱田部会長) どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

(大島参事官) 事務局の方から、今の又吉先生の御意見に対して、一応、念のため申し上げておきますけれども、今、我々、多分とり得るとすると、仲裁につきましては、仲裁法を引用する形で手続をとる形になると思ってございます。

この場合には、法律にもう明確に規定をされておりますけれども、仲裁合意ということで、双方の当事者が仲裁を始めるということを合意をしなければ手続に入れませんので、このところは明確にした上で、次の手続に入ると。いわゆる和解仲介が合意ができないからといって自動的に仲裁に行くということではなくて、あくまでも和解仲介できなくて、訴訟に行くことを望まないという方が選択肢として選ぶかどうかという中で、双方で合意がされた場合には仲裁に行くという形で、必ず手続が一つあるということは御理解を頂きながら、御議論いただければというふうに思っております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、この第1の論点について、もし何か後ほどありましたら、最後にまた御発言を頂ければと思いますが。

それでは、続きまして2番目の論点、ADRにおける時効中断効の問題について、御意見をお伺いできればと思います。

15ページ以降になりますが、17ページのところに考え方としてまとめられております。

どうぞ、御質問、御意見を頂戴できればと思います。

(山本委員) この点について、ここに記載されていることについては、基本的には全く異論はなく、賛成です。

ちょっと申し上げたいのは、ここに書かれていないことで、このADR法、あるいはほかの行政型ADRの多くには、この時効中断の規定とともに訴訟手続を中止するという規定が入っています。そのADRに入った場合に、両当事者が共同で申立てをした場合に、受

訴裁判所が訴訟手続を中止することができるという規定であります。

今回この制度整備をするに当たっては、もちろんそういう規定をこちらでも置くということとは考えられるところです。

ただ、このような規定が置かれている理由というのは、私の認識しているところでは、そういうADRというのがよくあるということが、よく認識されないで訴えを起こしてしまうということが往々にしてあって、訴訟を起こした後で、いや実はもっといい紛争解決の方法があると、こういうADRがあるということに気付いて、そちらの方にADRの申立てをして、その間も訴訟手続をやめたいと、中止しておくという選択肢を当事者に認めたものということであるというふうに理解をしています。

そうだとすれば、この原子力ADRの場合には、その存在を両当事者が知らないで、特に被害者が知らないで訴訟を起こすという自体は、現状を前提にする限りでは余り、ほとんど想定できないと言っていいんだらうと思います。そういう意味では、私自身はこのような規定を、この原子力損害賠償との関係では置かないということについては、異論はないということです。

ただ、その前提は、今回の事故では正にそういう形でうまく周知が図られ、かつ、ADRの方がより適切であるというふうに考えられる場合にはADRの方に事件が流れていくというルートが確保されたという実績がやはりあったから、あるからだ。先ほども御紹介ありましたように、訴訟件数に比べてADRがその数十倍とか、あるいは100倍の件数がADRで処理されていると。そこにはうまく、そういう紛争解決ルートの選択というものが機能したところがあったのだらうと思います。

恐らくこの今のような規定を置かないという前提としては、これからの将来起こるかもしれない事故についても、やはりそのADRのしっかりとした周知、それから、その適切な選択というものを図っていくための制度的な整備というものがされるということが前提になると。これは、そのこと自体はこの専門部会でも何度も確認されてきた、恐らく異論がないところなのだらうと思いますけれども、そういう前提のもとで、先ほどのような訴訟手続の中止の規定を置かないということに、私は賛成したいというふうに思うということをし述べさせていただきたいと思います。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

事務局の方で。

(大島参事官) すみません、山本先生、ありがとうございます。

訴訟手続の中止については、今現在、論点にも、実は入れておりません。過去の経緯的に申しますと、東電福島事故の際の特例法の中にも入れてございません。これは今、山本先生に言っていただいたとおり、訴訟と比べてADRとの対比でどうかということでありまして、当然のことながら、指針を代表といたしまして訴訟の類型ごとに統一的な基準というものを扱うことが可能であって、迅速に解決をADRで図ることが期待をされるというところで、当事者の負担ということを考えて場合には、訴訟に比べてADRの方が圧倒的に小さいということでございますし、また、そのADRについての利用の面についても、無料で今現在行っておりますし、一部弁護士さんの費用の補助というものもされているかと思っております。

そういうことから、訴訟手続の中止に関する規定を置く必要性は小さいということを判断をいたしまして、特別法の中では規定をしていないという経緯でございます。

次の事故がどういう形になるのかということと言われると、確かにいろいろな面が、想定をどうするのかということは問題かとは思っておりますけれども、今現在、国内でも他のADRも含めて、そもそもADR制度そのものが非常に周知がされてきているであろうということ。それから、今現在のADRは、当然、福島事故のためでございますけれども、次の事故が起こった場合にも非常に早く、今の組織を活用してADRを立ち上げることは可能であると思っておりますので、今、山本先生が言われたとおり、周知というものも非常にできると思っております。

それから、今回の論点整理の中でも入れさせていただきましたけれども、事前の情報提供、相談業務というものをしっかりとやるようにということで御提言いただいておりますので、それとあわせた形であれば、訴訟にいつから改めてADRを活用するという可能性は非常に少ないのではないかと考えてございますので、最終報告の中で場合によってはその点についても触れさせていただいて、まとめさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

山本先生、よろしいですかね。

はい、お願いします。

(住田委員) 消滅時効の除斥期間の起算点につきまして、平成27年の民法の改正案が出てお



りまして、これと整合させる、平仄を合わせるということが、適当であると考えております。

理由としましては、最高裁の判例が平成16年から18年にかけて、非常にある意味では明確なもので、これが定着したということがあり、この最高裁の判例を踏まえての民法の改正案であるとすれば、やはり今回の改正についても、これと整合させるのがふさわしいというふうに考えています。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。

辰巳委員、お願いします。

(辰巳委員) すみません、ちょっと質問が、よく分からなくてですね。22ページに書かれている論点の考え方のところ、後発性の損害の場合にはということで起算点を考えるということ、これは分かるんですけども、この後発性の損害といったときに、その因果関係がもしかして分からないようなこともあるかもしれないなどちょっと思って、今までのいろいろな事例を見ていて。そういうときに、その因果関係を明確にするための期間というのは、それはどうなる……だから、これの起算のスタートに入って、結局違っていたということだと対象にならないのか。ただ、もしそれに時間がかかり、対象ですよと言われると、そこからがこの期間になるのか、そのあたりがちょっとよく分からなくて。

非常に、放射性的の問題というのは後で何かが出てきたときに、そういうことというのが起り得るような気がしますもので、どういうふうに考えればいいのかというのを、ちょっとお願いしたいなど。

(濱田部会長) これは22ページの方の記述とも関わりますが、事務局の方で。

(大島参事官) もしも間違っていれば、専門の先生方おられますので、補足をしていただければと思いますけれども。

まず、後発性、晩発性障害、いわゆる放射線障害による健康被害になるかと思えますけれども、それが例えば発症したときというところと、事故が起こったとき、どちらのところが起算点になるのかというところに対しては、飽くまでも判例ベースで言いますと、病氣と判断をされているところだと思えます。

ここから難しいのは、その病氣の原因と一緒に発症が分かればよろしいんでしょうけれども、必ずしもそうでない場合は恐らく多くて、そことの兼ね合いでもちろん、ここに出さ

せていただいているじん肺訴訟から始まって、水俣病、若しくはB型肝炎、これは相当因果関係があるかないかということも含めて訴訟になって判断がされているということだと思っておりますので、訴えるときには因果関係があると思っておられるんでしょうし、それから、発症されてから20年ということをお考えすると、その発症の段階で相当因果関係そのものがどこまで立証できるかというのが、直にリンクするというわけではないんだと思っておりますけれども。

いずれにしましても、今までの判例等も含めて、それから20年という期間との兼ね合いも考えますと、仮にいわゆる放射線障害その他の健康被害であった場合に、かつ、相当因果関係が認められるようなものがあり得るとした場合に、時効で何か争われるようなことというのは非常に少ないのではないかとということで、今現在の論点の考え方といたしましては、民法第704条の方によらせていただければ、もちろんこれは改正案については今現在国会で審議中でございますので、成立をした場合には新しい民法第724条の改正案が適用されるということで、理解をしております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

大塚委員、お願いします。

(大塚委員) 特に発言する必要もないと思っておりますが、20ページにあるように、幾つかの特別法では、蓄積性の損害等について損害発生時から除斥期間について起算するという規定がございますが、そういう意味では、原子力損害に関しても同様の規定を入れる可能性というものはないわけではないと思っておりますけれども、先ほど住田委員が言われたように、民法の改正案では特にこの点について扱っていないということもございまして、判例も定着しておりますので、その判例に従うということをおここで確認をして、特に法律の規定を新しく改正する必要はないという結論に達することも可能だろうというふうにお考えしております。

以上でございます。

(濱田部会長) ほかに、今の点で、ございますか。よろしいですか。

ほかに御質問、あるいは御意見、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続いて、第3の論点になりますが、消滅時効等についてということでございます。18ページ以降に資料説明があり、22ページに考え方をまとめております。

この論点についても、御質問、御意見、頂戴できればと思っております。

ここは特に、よろしいですか。

それでは、今日御議論いただいている、論点が三つございましたが、いずれについても、ちょっとこの点発言をし残したというようなことがございましたら、どの点でも結構でございますので、おっしゃっていただければと思いますが。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今日は、このような形で、被害者救済手続にかかる個別の論点について、委員の皆様方から御意見を頂戴いたしました。この紛争解決手続に係る個別の論点ということで、かなり意見の集約が進んできたのではないかというふうに思っております。

次回以降、引き続いてその他の個別の論点について同じような形で議論を深めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、今日はちょっと早いですが。どうぞ、馬場さん、お願いします。

(馬場オブザーバー) 前回欠席をいたしまして、今後の審議の進め方について、オブザーバーからの意見表明の機会を逸してしまいましたので、この際、お許しを頂いて、意見を述べさせていただきます。

(濱田部会長) どうぞ。

(馬場オブザーバー) これまでも何度も申し上げてきましたけれども、東電のこの事故は、被災者農家の立場から見ると、まだまだ賠償が総括できるような、検証できるような状況ではなくて、終わっているわけでないし、迅速かつ適切な賠償が行われているのかと言われれば、決してそうではないというのが被災者の実感でありますし、今も、請求が続いているわけです。

今回、被害者の救済手続の個別の論点に入って御議論いただいたところでありまして、本当に迅速かつ適切な被災者の救済手続とは、ということについて、大卒は紛争審査会で指針を示して、紛争審査会のもとにADRが置かれているということですが、現に今日の資料の3ページもありましたけれど、直接請求で支払われているというのがほとんどなわけでありましてね。

ということは、ここにもある東電が示す賠償基準の策定が迅速に進んでいけば、それが紛争というまでもいかず、ADRにもいかず、直接請求して賠償されるということなのでありますけれども、その策定に時間がかかったことが、今回の賠償に時間がかかった最大の要因だと思うわけでありまして。

ですので、この賠償基準の策定に当たって、農業の関係で言えば、それこそ国や県がアド

バイスをしたり、指導をして、東電が了解して賠償基準を一定示して、それで農業者も納得してJAグループが取りまとめて請求額を固めて出すと。このタイミングが早ければ早いほど救済がされるということになるわけです。国が前面に立って、それこそ迅速な賠償を行うという制度設計の面では、議論の方向性の中の論点で、迅速性を担保するという観点で、国による仮払いとか立替えということが示されており、この点が、救済的観点からも制度化することは、極めて重要だと考えます。

要は、この具体的な賠償基準というのが、事業者が即座に算定をできないとすれば、国が立替えなり仮払いをするという場合に一定の賠償の基準を確定してから出されると思うので、そういう面ではスピード感も含めて、国による立替えなり仮払いを制度化することは極めて重要だと思っています。

ですので、紛争に至らない、こういった直接的な請求によって迅速かつ多くが解決される方法として、是非国が前面に立つ仕組みが必要だと思っています。

前々回でも申しましたけれど、29年1月以降の農業者の賠償基準、具体的な賠償請求基準は決まっていなくて、今、大変不安を感じているわけであります。そういった状況ですから、国が前面に立って、それこそ被災農家の実態に寄り添った賠償基準等を早期に具体化して、被災者もそうですし、事業者も納得した算定のもと賠償基準なり請求基準を早期に了解する、その前面に国が立つというようなことを是非、救済的な観点からお願いしたいということを申し上げたいと思います。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

これは具体的な紛争解決手続の個々の論点になっておりますけれども、個々での検討は今おっしゃったような基本的な国の姿勢も含めて、全体として最終的には取りまとめをするということになりますので、今日、今おっしゃっていただいた意見は、これから全体としての報告書をまとめる際にベースとして考慮していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

ほかに、若林オブザーバー、お願いします。

(若林オブザーバー) 漁業団体の全漁連でございます。発言の機会を頂きまして、本当にありがとうございます。

JFグループ、今回、漁業者一人一人では大変手続が難しいということもあり、窓口になった経緯があります。その中で、現場の声として是非聞いていただきたいと思いますが、

まず、今、大変漁業者が不安に思っているのは、今回の原発事故で一番感じたことは、東電というこれだけ立派な大きな会社であっても、現時点で対応が十分とは言えない。非常にまだまだ不満足な対応の状況であります。とすれば、今後その他の電力会社、小さい電力会社さんがもしものことが起きた場合には、それ、東京電力のような対応ができるんだろうかと。体力、時間、限界、いろいろあるんだと思います。

そういう意味では、現場としては、東京電力ですらこういう対応ですから、他の事業者の事故も想定をして、是非、国が前面に立って被害者救済の役割を果たしていただきたい。そこがないと漁業者は大変不安に思って生活することになるということです。ここは強くお願いをしたいと思っております。

それから、グループが賠償の窓口となって今日までやってきたのでありますが、幾つかその上で思っていることがございますので、発言をさせていただきたいと思っております。

まず、事故の当初に、避難指示により被害者の確認が全くできないという状況になっていました。また、賠償対象者の範囲が特定されないということから、賠償金の支払いに時間を要しました。ですから、対象者の特定が早期に進むような仕組みが必要なのではないかと思っております。

さらには、被害者への迅速かつ適切な賠償、そして国による立替払いの仕組みというものについても御議論いただいていると思っておりますが、制度化を図っていただきたいと強くお願いするものでございます。

それから、損害額の認定に必要とされます伝票とか帳簿類、関係書類、こちらの方でそろえなければならないという義務がありました。しかしながら津波の被害、それから事故によって立入禁止になりました。ですから、被害者の関係書類をそろえられないという大変苦しい事態に陥ったわけでございます。これらの経験から申し上げますと、従前から遠隔地にバックアップをしていく体制が必要なのではないかとこのように感じた次第でございます。

それから、JFグループは取りまとめ役となることで、重要な役割があるというふうに今回強く感じました。しかしながら、窓口となることによりまして、漁業者の苦痛は多大なものがあるのですが、窓口であります例えば漁連、漁協、こういう方々の苦労が大変ございました。説得をしたり、説明をしたりと、東京電力のかわりになるような役割をしてきたという経緯がございます。これは精神的にも大変苦労があつて、経験のないメンバーでやっているということもありましたので、そういうためにも、出荷の制限、魚価の下落、

出漁自粛、そして今起こっております風評被害と、たくさんの被害、損害があるわけですが、こういうものの原発事故によります被害について、具体的な賠償基準の明確化、そして賠償事務が簡素化になるような制度が、していただければというふうに思っております。

それから、今回の事故によりまして、機構による賠償支援をしていただきました。それが始まってから、機構の審査が入るということで、賠償に時間がかかるということになってしまいました。国が関与していただくことには本当に強くお願いするわけでありましたが、国の関与によりまして時間がかかるということにならないように、例えば国と機構と事業者さんの役割分担というものをしっかり明確にして、迅速かつ適切な救済が行われるようにしていただきたいというふうに感じている次第であります。

今回の事故、経験を参考にさせていただきまして、是非、被害者救済について、委員の皆様方の引き続きの御理解をよろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

(濱田部会長) 貴重な御意見を頂いて、ありがとうございます。今申しましたように、これからの全体の取りまとめにおいて、十分に御意見等を踏まえていきたいと思っております。

ほかのオブザーバーの皆様方からも、何かございますか。

小野田さん、お願いします。

(小野田オブザーバー) ありがとうございます。以前から発言させていただいておりますけれども、原子力発電は立地地域や国民の皆様方の御理解、御信頼を頂いて、初めて運営できるものというふうに私どもは考えております。

我々は原子力事故を起こさないという強い決意のもとで、規制の枠を超えて、自主的に徹底した安全対策を講じておりますけれども、万が一事故が発生した場合には、被害者を早期に救済すべき立場にあるものとして、その責任をしっかりと果たしていきたいと考えております。

いろいろな手続については、今、先生方に御議論いただいているような内容に従っていく所存でございますが、事故の発生する災害や損害賠償の規模というものは非常に千差万別だと考えておりますので、実態に応じて柔軟な対応を求められることがこれからも出てくるものと思っております。

したがって、事前の実効性の確認に際して、そういう点も考慮しながら制度を考えていただけたら有り難いというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、これからも議論を引き続き、しっかり続けてまいりたいと思います。

最後に、事務局の方から連絡等をお願いします。

(大島参事官) 本日はありがとうございました。

次回、第14回会合につきましては、残されている個別の論点でありますところの賠償措置等の制度に関する部分について、御議論いただければというふうに思っております。

なお、日時につきましては、日程調整が済み次第、御連絡をさせていただきます。

また、お手元の資料につきましては、御希望があれば委員の皆様方の職場に郵送させていただきますので、席上にそのままお残してください。

以上でございます。

(濱田部会長) 本日はどうもありがとうございました。